

時期	復旧・復興段階
区分	都市施設及び市街地
分野	市街地
検証項目	住民参加のまちづくり

根拠法令・事務区分	-
執行主体	県（自治事務）・市町（自治事務）
財源	自主財源（一部、阪神・淡路大震災復興基金事業）
概要	<p>震災以前より、神戸市では、まちづくり協議会の提案を受けまちづくりを進める、いわゆる「協議会方式」を採用していた。震災復興に当たって、兵庫県は、住民主体のまちづくりを推進するためにまちづくり協議会等の設立やその自主的な活動を支援した。</p> <p>震災後の復興にかかる都市計画は、第一段階として施行区域や幹線道路などの大枠のみを決定し、区画道路や街区公園などの詳細な計画については、その後の住民との協議、合意を踏まえて決定するといった「二段階方式」都市計画を採用した。このため、法定事業が導入された黒地地域では、行政主導によりまちづくり協議会が発足した地域も多く、また、まちづくり協議会の活動に対して支援があった。白地地域のまちづくり協議会に対しても、阪神・淡路復興基金を活用し、専門家派遣制度や活動助成制度を創設し、その活動に対して支援を行った。</p> <p>復興まちづくり事業が進んだ黒地地域においては、「協議会の活動は終わった」とし、解散する協議会が現れている。一方、震災以前からまちづくり組織が活動していた地区では、震災直後から秩序だった復興まちづくり活動が行われた。こうしたことから、震災後に発足した協議会における復興まちづくり活動から平常時まちづくり活動への移行や平時のまちづくり活動のあり方が課題として指摘されている。</p> <p>阪神・淡路大震災時の協議会等による住民主体のまちづくり活動に鑑み、都市計画やまちづくりにおける住民の参画を充実させるという観点から、平成10年に特定非営利活動促進法が制定され、また、平成12年及び14年に都市計画法が改正された。さらに、兵庫県においては、平成10年にまちづくり基本条例、平成14年に県民の参画と協働の推進に関する条例を、神戸市においては、平成16年に協働・参画3条例を制定し、まちづくりにおける参画と協働を推進している。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>平成7年2月26日、被災市街地復興特別措置法を制定し、阪神・淡路大震災による大規模な被害を受けた神戸市をはじめとする阪神地域及び淡路地域の市街地を緊急に復興し、防災性の高いまちづくりを実現するとともに、今後、大規模な災害が発生した場合にも即時に対応できるよう、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることにより2年以内での建築行為等の制限を行うことができるようにした。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p221]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>震災後の復興にかかる都市計画については、混乱した被災地域の中で、住民に対する周知や合意形成を完全にはなしえない状況に配慮し、第一段階として施行区域や幹線道路などの大枠のみを決定し、区画道路や街区公園などの詳細な計画については、その後の住民との協議、合意を踏まえて決定するといった、「二段階方式」都市計画を採用した。[『甦るまち・住まい 阪神・淡路大震災からの震災復旧・復興のあゆみ』兵庫県都市住宅部,p145-147]</p> <p>ID112復興都市計画の策定を参照。</p> <p>専門家派遣・まちづくり活動助成制度の創設（ひょうご都市づくりセンター）[『阪神・淡路大震</p>

災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p329]、[『復興まちづくりのあゆみ』ひょうご都市づくりセンター]、[ひょうごまちづくりセンターホームページ (<http://www.hyogo-ctc.or.jp/machicen/>)]

- ・兵庫県は、阪神・淡路大震災によって被災した市街地の住民主体のまちづくりを支援するため、専門家派遣やまちづくり助成などを行うことを目的に、(財)兵庫県都市整備協会内に、ひょうご都市づくりセンター(現(財)兵庫県まちづくり技術センターまちづくりセンター)を平成7年9月に開設した。
- ・復興まちづくり支援事業は、当初3年の間だけ活動を行う予定であったが、ニーズが高かったことから、事業期間を平成16年度までの9年間延長し、様々な活動を展開した。
- ・センターには、専門家派遣に対応するための、都市計画家、区画整理士、再開発プランナー、一級建築士、不動産鑑定士等の専門職能家が多数登録されている。
- ・また、センターが実施する復興まちづくり支援事業に要する経費は(財)阪神・淡路大震災復興基金が負担している。
- ・専門家派遣制度及びまちづくり活動助成制度の概要は、以下のとおりである。

専門家派遣

まちづくりアドバイザー派遣

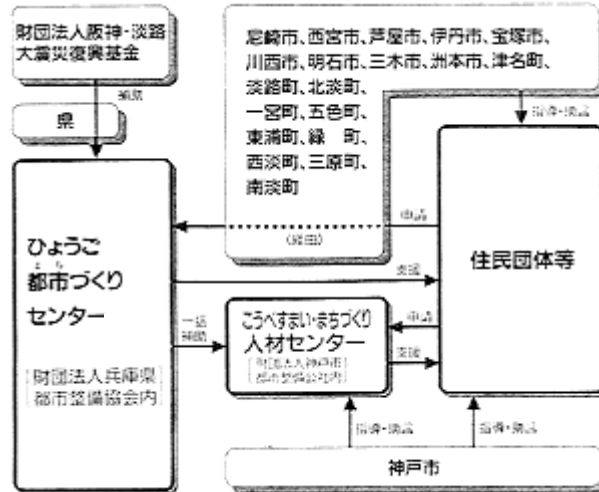
- ・災害救助法適用市町に係る地区に対し、初期のまちづくりを立ち上げ、専門的・技術的な支援を行い、次の助成制度を受けられる体勢にすることを目的に専門家を派遣する制度である。
- ・派遣対象は、「地区のまちづくり」、「建築の共同化・協調化」、「コーポラティブ住宅建設」、「被災マンション建替」、「関連する法律問題」等に対する相談学習会への対応である。
- ・派遣回数は、原則として15回以内であり、派遣経費は専門家1人1回5万円が限度である。

まちづくりコンサルタント派遣

- ・災害救助法適用市町に係る地区に対し、建築物の共同化・協調化等を主体としたまちづくり計画の策定を支援し、事業実施に向けての体勢を育てることを目的としている。
- ・派遣対象は、「建築物共同化・協調化」、「コーポラティブ住宅建設」、「被災マンション建替」、「まちづくり(おおむね0.5ha以上を一単位とする街区)」の各種計画策定である。
- ・また、補助額は、1地区150万円を上限としている。(ただし、7人以上で構成される住民団体等による申請、または被災マンション建替計画にかかる申請については、300万円を上限としている)

まちづくり活動助成

- ・災害救助法適用市町に係る地域で、地区の復興に向けて、各種のまちづくり計画を検討する住民団体等の活動費、計画策定費の一部を助成し、まちづくり事業実施に結びつけることを目的とした制度である。
- ・助成対象は、「広報紙、パンフレット等の作成費」、「会場使用料、視察経費、資料作成費等」、「まちづくりの基本構想、事業手法の検討等についてのコンサルタント委託費」、「協議会運営事務費等」である。
- ・また、助成金の限度額は、1地区300万円を限度としている。



ひょうご都市づくりセンターは改称され、現在は
(財)兵庫県まちづくり技術センターまちづくりセンターとなっている。

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

ひょうご都市づくりセンターにおける復興まちづくり支援事業の実績 [『復興まちづくりのあゆみ』ひょうご都市づくりセンター]、[ひょうごまちづくりセンターホームページ (<http://www.hyogo-ctc.or.jp/machicen/>)]

平成11年度

市町名	地区名	申請者			
尼崎市	御園町	阪神尼崎駅南地区再開発研究会			
	JR立花北	JR立花まちづくりグループ			
	阪急塚口駅北第1	阪急塚口駅北まちづくり研究会第1グループ			
	阪急塚口駅北第2	阪急塚口駅北まちづくり研究会第2グループ			
	阪急塚口駅北第3	阪急塚口駅北まちづくり研究会第3グループ			
	築地	築地地区復興委員会地区計画検討分科会			
	大庄中通2丁目Bブロック	大庄中通2丁目Bブロック町並み検討グループ			
	大庄中通2丁目	大庄中通街区づくり協議会			
	戸ノ内町南	戸ノ内町南地区まちづくり協議会			
	戸ノ内町北	戸ノ内町北地区まちづくり協議会			
西宮市	段上町8丁目	段上町8丁目地区計画推進準備会			
	里中町	里中町自治会			
	霞町・松園町	夙川霞・松園町まちづくり協議会			
	甲子園1-6丁目・戸崎町	甲子園口地区まちづくり協議会			
	若江・神園町	若江・神園町地区まちづくり協議会			
	甲子園1番町	甲子園一番町まちづくり検討会			
	結善町・大居手町・若松町	夙川駅北東地区まちづくり協議会			
	甲子園三保町	甲子園三保町地区まちづくり協議会			
	甲陽園目神山町	やまびこ会			
上鳴尾町	上鳴尾町自治会				
芦屋市	業平町	業平町自治会(まちづくり検討会)			
	東芦屋(山手第1)	東芦屋まちづくり協議会			
	芦屋西部第1	芦屋西部まち復興協議会第一地区			
	芦屋西部第2	芦屋西部まち復興協議会第二地区			
伊丹市	阪急伊丹駅東	阪急伊丹駅東地区市街地再開発準備組合三役会			
	池尻	池尻会			
宝塚市	高松・未成	高松地区まちづくり協議会			
	千種	千種地区計画準備委員会			
明石市	西明石南	西明石南町活性化委員会			
	大蔵	大蔵まちづくりの会			
三木市	緑が丘	緑が丘生き生きまちづくり協議会			

平成12年度

市町名	地区名	申請者			
尼崎市	J R立花駅北	J R立花駅北地区まちづくりグループ			
	玄番北之町	新三和まちづくりグループ			
	国道43号沿道東	国道43号沿道東地区まちづくりグループ			
	国道43号沿道西	国道43号沿道西地区まちづくりグループ			
	御園町	阪神尼崎駅南A地区市街地再開発準備組合			
	大庄中通2丁目	大庄中通2丁目街区づくり協議会			
	築地	築地地区復興委員会			
	戸ノ内町南	戸ノ内町南地区まちづくり協議会			
戸ノ内町北	戸ノ内町北地区まちづくり協議会				
西宮市	甲子園浜田町、砂田町、六石町	甲子園浜田町外地区計画準備会			
	甲陽園目神山町	甲陽園目神山まちづくり協議会			
	甲子園二・三番町	甲子園二・三番町まちづくり協議会			
	段上町8丁目	段上町8丁目地区計画推進準備会			
	里中町	里中まちづくり協議会設立準備会			
	上鳴尾町	上鳴尾まちづくり協議会			
	甲子園五番町・花園町	甲子園五番町・花園町自治会			
	甲子園洲島町	甲子園洲島町福祉会			
	霞・松園町	夙川霞・松園町まちづくり協議会			
	結善町・大井手町・若松町	夙川北東地区まちづくり協議会			
	甲子園口1-6丁目・戸崎町	甲子園口地区まちづくり協議会			
	甲子園一番町	甲子園一番町まちづくり検討会			
芦屋市	J R芦屋駅南A地区	J R芦屋駅南A地区共同建替推進協議会			
	東芦屋(山手第一)	東芦屋まちづくり協議会			
	業平町	業平町自治会(まちづくり検討会)			
伊丹市	阪急伊丹駅東	阪急伊丹駅東地区再開発準備組合			
	池尻	池尻会			
宝塚市	高松・未成	高松地区まちづくり協議会			
明石市	大蔵	大蔵まちづくりの会			
	西明石南	西明石南町活性化委員会			
三木市	緑が丘	緑が丘まちづくりを考える会			

平成13年度

市町名	地区名	申請者			
尼崎市	国道43号沿道城内	城内地区のまちづくりを推進する会			
	国道43号沿道武庫川・元浜	国道43号沿道武庫川・元浜地区グループ			
	国道43号沿道竹谷	国道43号沿道竹谷地区グループ			
	御園町	阪神尼崎駅南A地区市街地再開発準備組合			
	築地	築地地区復興委員会			
	武庫之荘地区	武庫之荘のまちづくりを推進する会			
西宮市	広田町	広田町まちづくり準備会			
	甲陽園目神山町	甲陽園目神山地区まちづくり協議会			
	甲子園二・三番町	甲子園二・三番町まちづくり協議会			
	甲子園浦風町	浦風まちづくり協議会設立準備会			
	甲子園浜田	甲子園浜田地区まちづくり協議会			
	段上町8丁目	段上町8丁目地区計画推進準備会			
	里中町	里中まちづくり協議会			
	甲子園洲島町	甲子園洲島地区まちづくり協議会			
	上鳴尾町	上鳴尾町まちづくり協議会			
	甲子園五番町・花園町	甲子園五番町・花園町まちづくり協議会			
伏原町	伏原町まちづくり準備会				
芦屋市	楠町西	楠町西地区まちづくり協議会			
	J R芦屋駅北	J R芦屋駅北まちづくり研究会			
	業平町	業平町自治会(まちづくり検討会)			
伊丹市	阪急伊丹駅東	阪急伊丹駅東地区市街地再開発準備組合			
宝塚市	高松・未成	高松地区まちづくり協議会			
	高松町14番街区	高松町14番街区共同建て替え検討会			

平成14年度

市町名	地区名	申請者			
-----	-----	-----	--	--	--

尼崎市	国道43号沿道城内	城内地区のまちづくりを推進する会			
	国道43号沿道開明	国道43号沿道開明地区沿道地区計画検討会			
	御園	阪神尼崎駅南A地区市街地再開発準備組合			
	築地	築地地区復興委員会			
	武庫之荘1・2丁目	武庫之荘1・2丁目のまちづくりを推進する会			
	武庫之荘3・4丁目	武庫之荘3・4丁目のまちづくりを推進する会			
西宮市	広田町	広田町まちづくり準備会			
	甲陽園目神山	甲陽園目神山地区まちづくり協議会			
	甲子園二・三番町	甲子園二・三番町まちづくり協議会			
	甲子園浦風町	甲子園浦風町まちづくり協議会			
	甲子園浜田	甲子園浜田地区まちづくり協議会			
	里中町	里中まちづくり協議会			
	甲子園洲島町	甲子園洲島地区まちづくり協議会			
	上鳴尾町	上鳴尾町まちづくり協議会			
	甲子園五番町・花園	甲子園五番町・花園町まちづくり協議会			
	名次町	名次町まちづくり協議会設立準備会			
	浜甲子園	浜甲子園地区まちづくり協議会			
	伏原町	伏原町まちづくり協議会			
	楠町西	楠町西地区まちづくり協議会			
	若宮町	若宮町まちづくり協議会			
伊丹市	阪急伊丹駅東	阪急伊丹駅東地区市街地再開発準備組合			
	高松・未成高松	地区まちづくり協議会			
	高松町14番街区	高松町14番街区共同建て替え検討会			

注意： - まちづくりアドバイザー派遣、 - まちづくりコンサルタント派遣、 - まちづくり活動助成

市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 まちづくり協議会の活動支援等（神戸市）[『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p454]</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市は、昭和56年12月に、「まちづくり条例」（神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例）を制定し、「真野地区まちづくり推進会」を認定まちづくり協議会の第1号に認定した。その後、長田地区北部の新興住宅地を基盤に活動していた「丸山をすみたくなるまちにする会」など、震災前までに12団体を認定した。 まちづくり協議会の認定の要件は次のように定められている（条例第4条）。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 地区の住民等の大多数により設置されているとみとめられるもの 2) その構成員が、住民等、まちづくりについて学識経験を有するものその他これらに準ずる者であるもの 3) その活動が、地区の住民等の大多数の支持を得ているものと認められるもの 神戸市は、協議会に対しコンサルタントの派遣、活動経費の一部の助成を実施している。 震災復興にあたって、兵庫県は、地元行政と地域住民が協調として復興を進めていくことを「阪神・淡路都市復興基本計画」に盛り込み、神戸市においても、住民主体のまちづくりを推進するため、まちづくり協議会の設立やその自主的な活動を支援した。 <p>専門家派遣及びまちづくり活動助成制度の創設（こうべすまい・まちづくり人材センター）[阪神・淡路まちづくり支援機構付属研究会編『提言 大震災に学ぶ住宅とまちづくり』東方出版]、[こうべまちづくりセンターホームページ（http://www.kobe-toshi-seibi.or.jp/matisen/）]</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市は、阪神・淡路大震災が発生し、すまいやまちの復興に関する住民の相談ニーズが激増したことに伴い、従来市が実施していた専門家派遣制度を一元化させ、平成7年7月、神戸市都市整備公社内に、「こうべ・すまいまちづくり人材センター」を発足させた。 派遣専門家として、建築・都市計画コンサルタントの他、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、税理士などが登録されている。 こうべすまい・まちづくり人材センターによる復興まちづくり支援は、ひょうご都市づくりセンターの一括補助により運営している。なお、ひょうご都市づくりセンターは、阪神・淡路大震災復興基金により補助を受けている。
-----	---

・こうべすまい・まちづくり人材センターで行っている支援の概要は、以下のとおり。

専門家派遣

アドバイザー派遣

- ・すまい・まちづくりに関する勉強会への地元からの要請に応じ、登録専門家（コンサルタント、弁護士等）をアドバイザーとして派遣し、「すまい・まち」の復興に、住民が主体的に取り組む上で必要となる基本的な知識や情報を提供するとともに、権利関係の調整支援を行っている。

コンサルタント派遣

- ・地元からの要請に応じて、復興まちづくりに関する基本構想案や基本計画案等の策定作業を支援するとともに、その作業を通して、事業化に向けての解決方策を見出し、権利者間の合意形成が円滑に進むよう助力する支援を行っている。

専門家派遣の具体的な内容については、下表のとおり。

活動助成

- ・以下のとおり。

種別	内容	対象	団体要件	委託料
アドバイザー派遣 (1次)	まちづくり勉強会 (原則5回)	共同化、マンション再建、まちづくり	複数の権利者	3万円×5回
アドバイザー派遣 (2次)	より具体化するための勉強会	共同化・協調化、 マンション再建 まちづくり計画	権利者の約1/2 概ね500㎡以上の 区域の地区を代表 する組織	1件50万円
コンサルタント派遣 (1次・2次)	(1次) 基本構想案、基本 計画案の作成 (2次) 事業計画案の作成	共同化・協調化 マンション再建	要件に適合する 共同化等を計画する 土地所有者等の 団体 権利者の2/3以上 の同意(2次派遣は 3/4以上)	50万円以下
	(1次) 住民の意向調査、 まちづくり方針案 の作成 (2次) 事業計画案の作成	まちづくり計画	概ね500㎡以上の 街区を単位とする 区域の地区を代表 する組織	

出典：阪神・淡路まちづくり支援機構付属研究会編『提言 大震災に学ぶ住宅とまちづくり』東方出版

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

まちづくり協議会の数（神戸市）[『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p455]

- ・平成16年3月31日現在での認定協議会は、震災以前の10団体と震災以降に認定された団体を合わせて68団体になる。このうち、復興土地区画整理・市街地再開発事業地区内のまちづくり協議会は51団体で、8割近くを占める。
- ・神戸市認定のまちづくり協議会数は、以下のとおり。

認定協議会(10団体) 真野、新開地、岡本、東川崎、西の副都心、北須磨、浜山、尻池北部、新在家南、深江、(震災前の12団体のうち御管、丸山は平成8年11月取り消し)

震災後に認定されたまちづくり協議会数(58団体、平成16年3月31日現在)

	地区計画区域内	地区計画区域外	合計
復興土地区画整理事業	32	10	42
復興市街地再開発事業	9	0	9
土地区画整理事業	2	1	3

その他	0	4	4
合計	43	15	58

56団体のうち53団体は平成11年11月15日に認定。また、平成12年3月31日に御屋敷通6丁目、久二塚6丁目の2協議会が認定された。

・まちづくり協議会数を地区別に見ると、下表のとおり。

	旧重点復興地域			旧沿岸地域			その他の地域			合 計		
	区計	震災前	震災後	区計	震災前	震災後	区計	震災前	震災後	区計	震災前	震災後
東灘区	4(3)	1	3(3)	7	1	6	-	-	-	11(3)	2	9(3)
灘 区	16(12)	2	14(12)	2		2	-	-	-	18(12)	2	16(12)
中央区	1	1		8	3	5	-	-	-	9	4	5
兵庫区	6(1)	4	2(1)	3		3	-	-	-	9(1)	4	5(1)
長田区	37(29)	7	30(29)	0	1		-	-	-	37(29)	7	30(29)
須磨区	8(8)	-	8(8)	4		4	1	1	-	13(8)	1	12(8)
垂水区	-	-	-	-			3	3	-	3	3	-
西 区	-	-	-	-			1	1	-	1	1	-
北 区	-	-	-	-			6	2	4	6	2	4
市合計	72(53)	15	57(53)	24	4	20	11	7	4	107(53)	26	81(53)

(注) 震災前：震災前から活動し、現在も団体として存在しているもの。震災後：震災後に結成されたもの。カッコ内は、復興区画整理、復興再開発事業区域内の協議会数

資料：神戸市都市計画総局地域支援室(『阪神・淡路大震災復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p456)

こうべ・すまいまちづくり人材センターにおけるコンサルタント派遣の実績 [こうべまちづくりセンターホームページ (<http://www.kobe-toshi-seibi.or.jp/matisen/>)]

・年度別実績は、以下のとおりである。

年 度	建築物 共同化	マンショ ン建替	コーポラ ティブ住 宅	まちづく り計画	道路整備 型グルー プ再建	区画整理	住まい再 建相談他	合計
7年度	48	26	0	15	0	11	1	101
8年度	49	13	3	28	5	18	14	130
9年度	51	4	3	30	15	15	11	129
10年度	31	8	4	41	9	12	14	119
11年度	23	2	0	51	40	12	20	148
12年度	7	0	1	56	19	13	0	96
13年度	8	1	1	41	11	12	0	74
14年度	6	2	0	54	10	11	0	83
合計	223	56	12	316	109	104	60	880

資料：こうべまちづくりセンターホームページ (<http://www.kobe-toshi-seibi.or.jp/matisen/>)

・派遣種別実績(平成7年度～平成14年度累計)は、以下のとおりである。

	建築物 共同化	マンショ ン建替	コーポラ ティブ 住宅	まちづく り計画	道路整備 型グルー プ再建	区画整理	住まい再 建相談他	合計
アドバ ン 1次	44	13	4	90	17	1	57	226
アドバ ン 2次	53	10	3	77	10	0	3	156
エカ ウト 1次	95	28	3	58	81	12	0	277
エカ ウト 2次	31	5	2	91	1	91	0	221
合計	223	56	12	316	109	104	60	880

資料：こうべまちづくりセンターホームページ (<http://www.kobe-toshi-seibi.or.jp/matisen/>)

そ の 他

阪神・淡路大震災に対して取った措置

平成8年9月、被災地のまちづくりを支援するため、全国初の専門家職能集団NPOとして「阪神・淡路まちづくり支援機構」が発足した。主たる構成団体は、弁護士会、税理士会、土地家屋調査士

会、不動産鑑定士会、司法書士会、建築家協会、建築士会、建築士事務所協会の各近畿（兵庫、大阪）支部である。活動範囲は、敷地境界線確認、狭小宅地共同化、マンション再建、建物診断、老朽度判定、耐震補強、土地区画整理事業、地区計画策定、建築協定締結、不動産価格判定、登記事務、税務相談、紛争調停などである。[『震災から復興への記録 土地家屋調査士の活動と地元復興への足跡』兵庫県土地家屋士協会]、[兵庫県弁護士会『阪神・淡路大震災 From'95.1.17 被災地弁護士会の活動の軌跡』ぎょうせい]

住民主体のまちづくり活動に対して資金的援助を行うために、以下のような民間非営利の基金が複数設立された。[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p329-330]、[高見沢邦弘他『震災被災地における住宅市街地再建への専門家による支援活動』総合都市研究第68号]、[『阪神・淡路ルネッサンス・ファンド事業報告書』（HAR基金特別委員会）]

- ・阪神・淡路の被災地全域を対象としては、平成7年9月に阪神・淡路ルネッサンスファンド（HAR基金）が住民主体の復興まちづくりの支援を目的に設立された。取り崩し前提の募金型基金として、復興住民まちづくり組織やこれを支援する専門家の活動グループなどの団体に対して助成している。
 - ・平成8年5月には日本財団の出捐により阪神淡路コミュニティ基金（HAC基金）が「被災市民の心身ケア」を目的とする活動支援を目的に3ヶ年8億円全額取り崩しの巨額な基金として設立された。
 - ・公益信託神戸まちづくり六甲アイランド基金は、神戸市域内を対象に国際コミュニティづくり、文化的な都市環境づくり等の活動を助成することを目的に、目標10億円の基金を目指して積水ハウスにより平成8年に設立された。
- 真野地区については、東京都世田谷区在住の有志によって、個別に資金援助活動が行われた。[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会]
- ・真野支援基金が東京都世田谷区在住の有志を中心に災害1ヶ月後に設立され、総額2000万円の基金を目標に活動をはじめ、1年後までに約1500万円の募金を得た。
 - ・この募金の一部は真野地区に平成7年10月末設立された有限会社“真野っこ”への出資金として活かされた。

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

阪神・淡路まちづくり支援組織の主たる活動記録を列挙すると、以下のとおり。[『震災から復興への記録 土地家屋調査士の活動と地元復興への足跡』兵庫県土地家屋士協会]、[兵庫県弁護士会『阪神・淡路大震災 From'95.1.17 被災地弁護士会の活動の軌跡』ぎょうせい]

地区	派遣専門家	概要	経過
神戸市 長田区	弁護士 建築士	擁壁が震災で損壊したため、隣接地住民が共同して擁壁の復旧を実現し、又境界の確認をしたいとする支援要請があった。	当該擁壁で支持された地盤上の建物（半壊状態）の撤去を要するにもかかわらず、当該建物は借地権者の所有であり、土地所有者、建物所有者間の権利調整が整わず、訴訟提起を要するに至った。
西宮市	建築士 土地家屋調査士 司法書士 弁護士	広範な地域全体の地盤が数十センチメートル移動し、当該地区においては広域的な地盤の移動にあたるものとして、移動後の境界を新たな境界として再確定をしようとする住民の要望があった。	対象地区内住民の大多数の同意を得られるに至り、西宮市との協議もなっており、平成10年1月には、市道位置指定のための官民境界確認もなっており、同年6月には、地区土地問題協議会の設立を実現した。
神戸市 垂水区	弁護士 税理士 建築士	被災高齢者がグループで共同生活を送り、これをボランティアが支えるという、グループホーム建設のプランがもち上がり、土地の権利関係の調整、グループホーム建設運営に関する税務、法務的アドバイスをを行った。	この支援は、現状一時中断状況にある（平成12年時点）。問題点はきめこまかなグループホーム運営をめぐるとして、ハード面の支援も必要である。ソフト面での支援も必要である。物的なまちづくりを主眼とする支援機構の支援に限界があったことである。
神戸市 長田区	弁護士 土地家屋調査士	一本の細街路をはさむ東西各7軒の世帯間で、道路を4m幅員に拡張し、建築基準法上の道路幅員の要件を確保して再建を図る。	派遣専門家のアドバイス、住民間の協議を経て、全世帯が道路中心線から等距離に敷地境界を後退させて、公平に境界確認をすることが合意され共同再建が実施されることとなった。
神戸市 兵庫区	不動産鑑定士 弁護士	管理組合の要請で方針決定の参考に供するたため、主として損壊状況が建物価格の2分の1以上の減失にあたるか否か、また補修に過分の費用を要するかどうか等、建替要件について、鑑定意見が求められた。	調査した結果、支援機構派遣の不動産鑑定士が、2分の1以上の減失であるか否かの点については、これを肯定する鑑定意見書を提供したが、補修に過分の費用を要するかどうかについては、資料不十分のため判断を控えた。
芦屋市	不動産鑑定士	区分所有者の内、かなりの割合が高齢者であっ	1団地内連棟の2棟のマンションであった為、1棟を

	弁護士 建築士	て、経済的窮迫のため資産的価値を重視して建替補修、1棟を建替えにできないかというプランも含め、えるというよりも、補修して居住できれば足りる総合的に復興方針を検討するためのアドバイス、調査という意見も多く、建替えと補修がほぼ半々とい等に関与したが、結局、本格的に支援に入ることができず意見調整が困難な状態であり、アドバイスをしなかった。	
神戸市 灘区	不動産鑑定士 弁護士	マンション建替え決議に伴い、反対者への売渡請求についての価格鑑定の依頼があった。	価格鑑定を実施した。
神戸市 灘区	建築士 弁護士 税理士 司法書士	重点復興地域からはずれた市場の再建を図るのに、元の借地の占有部分の範囲の確定に困難を極め、かつ借地権割合をどう評価するか等の高齡化のため5店舗に減少したが2階以上は住宅の用途となった)の、優良建築物等整備事業の補助を受けることから、地権者間でこの権利調整に努めてきた。当初より中心になって支援してきたコンサルタントに加え、当支援機構から弁護士、税理士、司法書士の派遣をすることとなり、検討会、相談会を重ねた。	その結果借地割合を5割とする権利調整が実現し、鉄筋5階建て、延べ床面積1,600㎡(再開店舗は店主らの高齡化のため5店舗に減少したが2階以上は住宅の用途となった)の、優良建築物等整備事業の補助を受けるに至り、建築も完了した。
神戸市 長田区	弁護士 税理士(チーム)	8名の地権者が、約730㎡の敷地に、共同住宅を建設しようとの計画を立てているところ、共同化の結果生じる土地建物の持分比率の調整に伴う譲渡所得税、あるいは土地の共有化に伴う特有の課税上の問題が生じた。	共同化に伴う税務、法務の問題について、派遣専門家によるアドバイスを行った。
神戸市 兵庫区	弁護士 税理士(チーム) 司法書士 土地家屋調査士	湊川町東部地区(同町1~4丁目)が重点復興地域、密集住宅市街地整備促進事業の対象地区の追加指定を受けた。港川町1、2丁目では、組合施行の土地区画整理事業を行うと共に、港川町共同住宅建設組合を事業主体として、共同住宅建設事業を実施している。	この事業化の過程では、弁護士他各種専門家の尽力があったが、更に共同住宅建設事業の実施について、3棟の建物のうち、1棟については税理士の一斉派遣による地権者の税務相談、1棟については司法書士による登記関係の一斉調査等々、各区域のニーズに対応した専門家の派遣を行った。

以下の参考文献より編集

兵庫県土地家屋士協会：震災から復興への記録 土地家屋調査士の活動と地元復興への足跡、1998.1

兵庫県弁護士会：阪神・淡路大震災 From'95.1.17 被災地弁護士会の活動の軌跡、ぎょうせい、2000.11

民間非営利の基金の活動 [『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会、p329-330]、[高見沢邦弘他『震災被災地における住宅市街地再建への専門家による支援活動』総合都市研究第68号]、[『阪神・淡路ルネッサンス・ファンド事業報告書』(HAR基金特別委員会)]

- ・阪神・淡路ルネッサンスファンド(HAR基金)は、平成11年9月までに、53団体95件の活動に総額4,730万円の助成を行った(応募件数は163件)。この内訳は、「住民主体の活動」28件1,201万5,000円、「専門家主体の活動」43件2,501万円、「ボランティア、専門家、住民による活動」1,027万5,000円であった。
- ・阪神淡路コミュニティ基金(HAC基金)は約80件3億円余りの助成を行った。
- ・公益信託神戸まちづくり六甲アイランド基金は、住民団体など非営利組織を主対象に約70件、合計1億円余りの助成を行った。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>特定非営利活動促進法の制定(平成10年、平成14年一部改正)[内閣府国民局ホームページ(http://www.npo-homepage.go.jp/index.html)]、[『国民生活白書(平成10年)』経済企画庁]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、市民が行う自由な社会貢献活動の発展を促進することを目的に、平成10年3月に制定され、同年12月に施行された。特定非営利活動の種類に、まちづくり活動が位置づけられた。 ・平成14年12月には、法附則の検討条項の規定を踏まえ、特定非営利活動の種類追加や設立認証の申請手続の簡素化、暴力団を排除するための措置の強化、等の規定を盛り込んだ「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立した(施行：平成15年5月1日) <p>都市計画法の改正(平成12年)[坂和章平他編『Q&A改正都市計画法のポイント』新日本法規出版]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画等への住民参加をより充実させ、住民の発意を促すため、条例等で定める内容に、新たに地区計画等への案となるべき事項について申し出ができるようにした。 ・都市計画を決定しようとする理由書を添付することを義務化し、住民への説明責任を強化した。ま

	<p>た、地方公共団体が条例で都市計画決定の手続きを付加することができるようにした。これにより、従来任意の制度であった公聴会を条例によって義務づけることや縦覧期間を延長することなどが可能となった。</p> <p>まちづくり総合支援事業（平成12年度）[兵庫県都市環境担当ホームページ（http://web.pref.hyogo.jp/keikaku/kankyousienjigyo.htm）国土交通省都市・地域整備局ホームページ（http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/machiso/home.htm）]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の創意工夫を活かした「地域が主役のまちづくり」を強力に推進するため、地域だけでは解決困難なまちづくりの課題に対して、地域と国が協力して、積極的に問題の解決に取り組む「まちづくり総合支援事業」を創設した。事業の概要は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> まちづくりに必要な各種市町村事業をパッケージで一括助成する。 事業執行に当たっては、市町村の裁量性を大幅に拡大する。 ハード事業（道路・街路、公園、下水道、土地区画整理、市街地再開発等）から、まちに魅力と潤いをもたらすソフト事業まで、多彩なメニューで支援する。 防災関連の補助メニューとして、地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等、地域の防災のために必要な施設）を含む なお、平成16年度からは、市町村の策定するまちづくり計画に対する総合的支援制度として、新たに、「まちづくり交付金」を創設した。 <p>都市計画法の改正（平成14年7月） [『阪神・淡路大震復興誌（第7巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会，p431 p432]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年7月には都市計画法が改正され、土地所有者、まちづくり協議会、まちづくりNPO等が、一定の面積以上の一体的な区域について、土地所有者等の3分の2以上の同意を得て、都市計画の提案ができるようになった。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 兵庫県まちづくり基本条例の制定（平成11年） [『阪神・淡路大震復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会，p466]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成11年3月に、兵庫県は安全に安心して暮らすことができる魅力する「人間サイズのまちづくり」に住民と行政のパートナーシップのもとに取り込むことを基本理念とした「まちづくり基本条例」を制定した。 まちづくり基本条例の概要は、以下のとおりである。 <p>[まちづくりの基本理念]</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例の前文には、明治維新以降の経済の発展、人口の増大に応じて、これまでのまちづくりは一定の成果を収めてきた半面「生活よりも経済性を優先し、個性に乏しい画一的なものになりがちであった」と反省が示されている。現在の状況については「都市では都心における住民の高齢化や空洞化が進む一方で、農山漁村でも高齢化や過疎化が進み、都市と農山漁村の双方においてこれまで兵庫県の発展を支えて来た基盤ともいえる地域社会がぜい弱化しつつある」という恐れを指摘している。 こうした中で、阪神・淡路大震災の体験から「地域社会の中で、安全に、安心して暮らすことができるまちづくりの必要性と地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりの重要性を改めて認識するとともに、被災地において広く芽生えた住民による自発的かつ自律的なまちづくりへの取り組みに、これからの新しいまちづくりの在り方を見いだすことができた」と、住民主体によるまちづくりを高く評価している。 この前文をうけて、基本理念は生活者の視点、協働によるまちづくりであるとし、第1条、第2条で次のように定めている。 <p>第1条 成熟社会におけるまちづくりは、一人ひとりが地域社会の中で安全に、安心して暮らすこ</p>

とができるまちづくり及び地域への愛着をはくくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立つて行わなければならない。

第2条 成熟社会におけるまちづくりは、県、市町、県民及び事業者の相互の理解、信頼及び協働の下に行わなければならない。

〔人間サイズのまちづくり〕

・条例の基盤にある「人間サイズのまちづくり」とは、まち全体が住民一人ひとりにとって「一つの生活空間」となるような、人間の生活の視点に立ったまちづくりの基本理念で「安全・安心・魅力」をキーワードにしたまちづくりを展開することになっている。

・人間サイズのまちづくりのイメージは次のように描かれている。

安全なまちづくり 災害・犯罪・事故から人々の安全の確保を図る

すべての人々が公共施設などを円滑に利用できるバリアフリーのまち環境との調和に配慮した自然と共生するまち

安心なまちづくり 住民相互がともに支え合う地域社会の形成

保健・医療・福祉のサービスや日常生活に必要なものが身近に手に入れられる情報網や交通網の整備で地域社会相互が連携するまち

魅力あるまちづくり 地域の風土・歴史・伝統などを生かした誇りのもてるまち

地域の経済的な基盤を生かした活力のあるまち

芸術・文化・スポーツなどに身近に接することができるまち

〔まちづくり基本施策〕

・人間サイズのまちづくりのための施策として、条例には次の項目があげられている。

1) まちづくりの基本方針(まちづくりランドデザイン21)の策定

2) まちづくりの団体及び市町に対する技術的・財政的支援

3) まちづくりを総合的に推進するための体制の整備

4) まちづくりに資する調査研究などの実施、知識・技術の普及

5) まちづくりに功績のあった者の表彰など

〔協働の住民発意〕

・条例は、基本理念に「成熟社会におけるまちづくりは、県、市町、県民及び事業者の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない」(第2条)と行政、企業、住民の「協働」を掲げている。これを受けて、兵庫県用途地域見直し懇談会は、平成11年10月に提出した「懇談会提言」の中で、これからの都市計画は、計画立案段階で住民参加を求め、住民発意を生かす都市計画にしようとしている。

・住民発意の都市計画の役割は「自分たちの住む地域の将来像は自分たちで定めるといった点にあり、地区の個性に応じたまちづくりを進めるうえで根幹となる役割として、今後さらなる展開が望まれる」とし、用途地域の見直しにおいても「これまでの行政が立案したものに住民が意義を述べる場を提供するといった住民参加の方法から一歩踏み込み、住民の意見をくみ上げる手法を考えていくことが必要である」と求めている。

・これまでまちづくりにかかわる住民の立場については、当初の段階では「住民参加」がうたわれ、その後「住民主体」に進展したが、ここでは、「住民発意」によるまちづくりが提言される段階になった。

・懇談会はさらに、人間サイズのまちづくりには地区の個性を重視し、地区ごとの質を高めていくことにより市街地を再構築する視点が重要だ、として、そのためには「住民発意の活動を積極的に支援して行くことが必要である」と述べている。

「人間サイズのまちづくり賞」の創設(平成11年)[『阪神・淡路大震災復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p467]

・兵庫県は、平成11年に「人間サイズのまちづくり賞」を創設し、「まちづくり基本条例」の基本理

	<p>念である安全・安心・魅力あるまちづくりに寄与した優れた建築物や顕著な功績のあった活動団体などを表彰している。</p> <p>「まちづくり支援事業」の創設（平成11年）</p> <p>「まちづくり基本条例」の制定を踏まえ、「人間サイズのまちづくり」を全県で展開していくため、復興まちづくり支援事業の制度内容を全県に拡大することとして、平成11年に「まちづくり支援事業」を創設した。</p> <p>まちづくりランドデザイン21（まちづくり基本方針）の策定（平成12年3月）[『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p467]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『まちづくり基本条例』に基づく“人間サイズのまちづくり”の積極的な展開を図り、21世紀の成熟社会におけるまちづくりを先導するため、県民、行政及び事業者の共通認識の上に兵庫のまちづくりのあり方を明らかにし、まちづくり政策を総合的に講ずるための基本方針として「まちづくりランドデザイン21（まちづくり基本方針）」を平成12年3月に策定した。 <p>「県民の参画と協働の推進に関する条例」の制定（平成14年12月）</p> <p>[兵庫県参画協働課ホームページ (http://web.pref.hyogo.jp/sankaku/index.html)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な地域課題の解決に向けた取り組みをより円滑に進めるため、平成14年12月に、「県民の参画と協働の推進に関する条例」を制定した。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組み</p> <p>こうべ市民安全まちづくり大学の創設（平成9年）[『阪神・淡路大震災復興誌（第3巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p605-p606]</p> <p>[神戸市市民局ホームページ (http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/092/college/)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市市民局は、市民の皆さんが防災など生活の安全についての専門的、実践的な知識を身につけ、今後の各地域における安全なまちづくりに生かして頂くため、平成9年9月に「こうべ市民安全まちづくり大学」を創設した。 <p>神戸市コンパクトシティ構想 [『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p468-p473]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災後、市民生活や地域の重視、多核ネットワーク都市づくり、自然との共生の考え方が改めて確認され、人と人とのぬくもりを大切にする「きずな」が震災後の神戸で特徴的に現れ、神戸から発信した最も重要な教訓であったと考えられ、平成9年10月の笹山市長3選後の市政方針で、こうした考え方を象徴する言葉として「コンパクトシティ」が用いられた。 ・また、平成11年8月に策定された「新たな行財政改善の取り組み」に、震災の教訓とともに、高齢化・少子化、インナーシティに代表される地域の空洞化などに対応する「安心して住み続けられるまちづくり施策」としてコンパクトシティ構想の推進が織り込まれた。 ・こうした中で、平成12年には、神戸市復興・活性化推進懇話会により「コンパクトシティ構想調査報告書」が策定された。この中で、まちづくり協議会の新たな展開の方向については、次のように述べている。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会の活動は、これまで建築協定、まちづくり協定、地区計画策定などの「ルールづくり」の段階や、施設設備、区画整理、再開発などの「ものづくり」段階を経てきた。次の新たな段階は、ボランティアやマネジメントの「人づくり」になる。 ・まちづくり提案によって協働で作りだした地区施設は、基本的に地域住民が使うものである、地域住民が一定ルールで活用したいという要望が生まれてきている。街区公園や地域福祉センターなど地域の施設は地域住民の手で自主管理したらどうだろうか、という問題提起がある。これは地域の総合的な運営によってまちを活性化し、まちづくり協議会を活動母体にしたいという問題提起でもあるが、このためには組織を自律化し、自主的な運営をどうするか、関連法規との関係をどうするかなどの課題を解決しなければならない。そのためには、マネジメントやボランティアを含めた「人づくり」や「システムづくり」をまちづくり協議会として確立することが大きな条件になる。 ・まちづくり協議会が今後活動の領域を拡大し、自主的運営をするためには、新たな創造的な活動を協議会自らが行わなければならない。従来のようにボランティアで運営されることが原則だが、 </div>

組織が全体として動いていくマネージメントとそれにしたがって作業を実施する人が必要になる。それは単なる参加ではなく、それぞれが意志と責任をもって、行動基準を明確にして、組織原則に基づいて行動するものである。

- ・このようなボランティアのもう一つの大きな要素は、活動資金の出資者になって参加する事である。活動の拡大とともに、必要になる資金を地域住民の中から調達しなければならないが、それには活動組織体として運営できる根拠と責任を明確化することがかせず、こうしたことが実現できる「人づくり」がまちづくり協議会に求められる。
- ・まちづくり協議会は、ゆるやかな地域住民の結合体として地域住民の総意を前提とするものであった。まちづくり条例で示されている「大多数の合意」というのは、必ずしも全員の合意を意味するものではないが、ゆるやかな組織体として、構成員の明確な定義がないため母数がなく、割合による賛成反対を定義できないため、実態上反対が積極的でないことを前提にしている。しかし、協議会活動を新に拡大し、地域の課題やニーズに対応するには次のようないくつかの課題が発生する。
 - 1) 代議員制度や定足数確定等を明確にし、意志形成のための総会運営の方法
 - 2) 執行部への権限の委任と責任の明確化
 - 3) 事業の契約行為が必要になるため組織の法人化
- ・これらの課題の解決には、現状のまちづくり条例の規定する協議会の組織の運営原則を越える可能性がある。それはまた、条例の中で規定することにも限界がある。
- ・したがって、まちづくり協議会が新たな活動を展開するためには、協議会が母体となって新たな組織へ発展することになるであろう。その方向の選択肢には、営利を伴う会社化、非営利の法人（NPO法人）、コミュニティ・ビジネス、法人化自治会などがある。いずれにしても、新たな展開で必要になる組織とまちづくり協議会との関係は、厳格にはまったく別の組織になる。この点は今後の展開において議論しながら進められることになるであろう。

協働・参画 3 条例の制定（平成 16 年）[神戸市市民参画推進局ホームページ (<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/050/work3/work3.htm>)]

- ・社会経済情勢の変化や地方分権の進展、厳しい財政状況の中、ますます複雑多様化する市民ニーズや新たな地域課題に対応し、一人ひとりの「市民が主役のまち」を実現するため、市民・地域の知恵と力が生きる協働と参画のまちづくりが必要となっていることから、その仕組みとして、市政の計画・実施・評価の各段階における「協働・参画 3 条例」(神戸市民の意見提出手続に関する条例、神戸市民による地域活動の推進に関する条例、神戸市行政評価条例)を制定した。
- ・協働・参画 3 条例の概要は、以下のとおり。

神戸市民の意見提出手続に関する条例	政策案等を形成する過程において市民への説明を行うとともに、市民が提出した意見を考慮して政策案等を決めることにより、市民の知恵をまちづくりに活かす。
神戸市民による地域活動の推進に関する条例	様々な地域課題の解決を図るため、市民と市が対等の対場で、お互いに果たすべき責任と役割を自覚し、パートナーシップ関係を構築し、ともに考えともに汗を流す協働と参画のまちづくりを推進する。
神戸市行政評価条例	市民の視点に立って成果を検証し、市民に対する説明を行うとともに効果的かつ効率的な市政を推進する。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

こうべ市民安全まちづくり大学の受講状況 [神戸市市民局ホームページ (<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/092/college/>)]

- ・平成9年度には「防災入門講座」と「防災まちづくり講座」の2つの講座を開講し、それぞれ130名、84名の方が受講した。
- ・防災まちづくり講座の修了者のうち50名が、市民安全推進員として登録された。
- ・平成10年度は、講座のなかに防犯や事故防止の視点を取り入れるなど、内容のいっそうの充実を図った。入門講座を120名が、まちづくり講座を58名が修了し、58名が市民安全推進員に登録された。
- ・平成11年度は、入門講座の中に地域の実践者による活動報告を取り入れるなど、内容のさらなる充実を図った。入門講座を132名が、まちづくり講座を54名が修了し、54名が市民安全推進員に登録された。
- ・平成12年度は、特にマップづくりに力を入れるなど、まちづくり講座の充実を図った。入門講座を

	<p>116名が、まちづくり講座を53名が修了し、44名が市民安全推進員に登録された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度は、まちづくり講座の受講生を増員しました。入門講座を105名が、まちづくり講座を70名が修了し、66名が市民安全推進員に登録された。
<p>その他</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 市民団体「しみん基金・K O B E」の設立（平成11年3月）[しみん基金・K O B E ホームページ（http://www.stylebuilt.co.jp/kikin/）]</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり活動などへの助成を行うために、平成11年3月、被災地のN P O（非営利組織）と神戸青年会議所が中心となり、市民団体「しみん基金・K O B E」を設立した。 <p>阪神・淡路まちづくり支援機構は「まちづくり支援制度の全国的整備」を目指し、いまなお活動を継続している。[広原盛明「阪神・淡路まちづくり支援機構」『大震災100の教訓』塩崎賢明・西川榮一・出口俊一・兵庫県震災復興研究センター編]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会）では、まちづくり協議会の活動について、以下のように指摘している。</p> <p>〔活動を支えた要因と障害〕</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり協議会の活動を支え促進した要因と、活動の障害になった要因についてのアンケート結果をみると、活動を促進している要因は、行政がかかわった事業がおこなわれている黒地・灰色区域と、行政による事業がない白地区域では違いがみられる。 黒地・灰色区域では、回答選択肢のうち指摘数の多い順から「担当コンサルタントがしっかりしている」「役所との関係が緊密である」などの要因を7割以上の協議会があげている。 白地区域では、最も多いのは「役所が熱心にバックアップしてくれる」であるが、次いで「担当コンサルタント」「役所との関係」などと同率で「住民との情報交換をきめ細かにしている」「住民の中にまちづくり専門家がいる」「ボランティアの人たちががんばっている」という要因をあげている。 震災3年後の協議会は、将来のまちづくりにさまざまな不安を抱えている。その主なものは「元の住民がもどってくるか」「建物を再建できない人が多い」「商店街や地場産業が復活するか」などであった。 協議会の活動の障害となっている項目を活動の側面ごとに分類すると次のようになっている。 協議会の運営に関して 全般に「役員の労力負担が多すぎる」「不在住民が多く連絡が大変」「活動のための財源が少ない」などを指摘する団体が多い。白地区域では「協議会に権限がない」ことが合意形成の支障になっているという指摘が多い。 地区の住環境に関して 多くの協議会の共通した問題点は「借地や借家が多い」「高齢者が多い」「狭い敷地や私道が多い」などが指摘された。灰色区域、白地区域では「既存不適格の建築が多い」を指摘する率が黒地区域より高かった。震災4年後のヒアリング調査では「生活困窮者が多い」「地域が衰退している」を指摘する協議会が半数以上あった。 まちづくり推進に関して 震災1年後は半数近くの協議会が「都市計画の規制が障害」と、現在の用途地域に矛盾を感じている協議会が多かった。「住民の合意づくりができない」「受け皿住宅を確保できない」を指摘する協議会も多くみられた。震災3年後では「権利者の調整がうまくいかない」「まちづくりの知識が乏しい」「住民の合意づくりができない」などの問題点が指摘されていた。 行政の支援態勢に関して 震災以前からの協議会に比べて震災後に結成された協議会の方が行政に対する不満が多かった。「助成金の額が少ない」を指摘する協議会は1年後も3年後も変わらず多かった。「情報の提供が不十分」という不満は3年後には4割に増えていた。震災前の協議会には「まちづくり手法に不満」とする声はなかったが、震災後の協議会の3割が不満をもっていた。役所の対応が遅いことへの不満、柔軟な対応を望む声も多かった。 パートナーシップの型でみると、震災前から活動している協議会は「住民のまとまりがあり、コンサルタントとの信頼関係があり、行政との関係が緊密である」としているのが37%あったが、震災後の設立された協議会では16%だった。白地地区の40%が、パートナーシップが築かれていないと答えていた。 	

〔復興に果たすまちづくり協議会の評価〕

- ・まちづくり協議会が復興活動に果たした役割は「住民側との役所との橋渡し役」「まちづくりを円滑に推進」「住民の合意づくりに貢献」などの点で高く評価している。ほかにも「住民同士で活発な情報交換」「住民側の発言権の拡大に貢献」「住民同士のコミュニティが活発になった」などがあげられている。
- ・協議会が策定した「まちづくり提案」が事業に全面的に生かされたとする団体が23%、ほぼ反映されたとする団体が52%である。

資料：『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（（財）阪神・淡路大震災記念協会）p454～p459より抜粋

『阪神・淡路大震災復興誌（第6巻）』（（財）阪神・淡路大震災記念協会）では、まちづくり協議会の役割と今後について、以下のように指摘している。

- ・神戸・阪神間のまちづくり協議会は133団体で、うち99団体が震災後に発足している。これらのほとんどは行政との交渉窓口としての組織であって、仮換地が進み始め、事業が行政・建築企業対個人の段階になると、公園のデザインなど一部を除いて「協議」という活動の場をなくし、自然消滅したり、自治会組織へ転換したりしている。
- ・芦屋中央地区街づくり協議会は、2000年6月、仮換地指定率が70%になったところで、事業終了まではさらに2年近くあるものの「協議会の役割は終わった」と解散した。西宮市の森貝地区は、被災地全体で2番目の早さで仮換地の指定が進み、2000年3月末にまちづくり協議会を解散し、通常の自治会活動に移行した。
- ・震災後の設立事情は「区画整理事業地区に指定された後、神戸市からまちづくり協議会をつくってほしいという要請がありました。行政に対応したり、地域住民の相談相手になってほしいということです。行政が区画整理事業を進めるために便宜上、必要だったのでしょう。ですから住民発意でできたのではなく、行政の要請でできたまちづくり協議会です」（鷹取東第1地区まちづくり協議会）というのがほとんどの協議会に共通している。
- ・これらの協議会の今後の活動の方向は、それぞれ独自に検討されているが、5つの方向が浮かび上がっている。
 - 自治会への移行
 - まちづくり会社としての発足
 - 非営利特定活動法人（NPO法人化）
 - コミュニティビジネスの開始
 - 従来のもちづくり協議会の継続

資料：『阪神・淡路大震災復興誌（第6巻）』（（財）阪神・淡路大震災記念協会）p465より抜粋

HAR基金の活動は、基金を取り巻く情勢が変化する中で、住宅・まちづくりや緑化の活動、高齢被災者を主な対象とする調査や調査を通じての生活支援、復興に関する情報伝達や記録の活動など、住民や専門家が必要とし、しかも行政や企業では行えなかった多様なまちづくりに大きな役割を果たしたと結論づけて良いだろう。（『阪神・淡路ルネッサンス・ファンド事業報告書』（HAR基金特別委員会））

課題の整理

- まちづくり協議会の活動に対する行政対応のあり方に関する検討
- 白地地域のまちづくり活動に対する支援の充実
- 住民主体のまちづくり活動を支援する専門家に対する補助制度のあり方
- 震災後に発足したまちづくり協議会における復興まちづくり活動終了後の活動のあり方に関する検討
- 平常時におけるまちづくり協議会の発足及びその活動の促進
- まちづくり協議会等によるコミュニティビジネスの促進

今後の考え方など

- 復興10年総括検証においても住民主体のまちづくりを支える諸制度の整備などについて提言がなされている。（兵庫県）
- 協働で取り組む地域の活動を支援しながら、地域組織の自律を促進させる。（神戸市）
- 上記課題を踏まえて、住民主体のまちづくりを推進していく。（尼崎市）